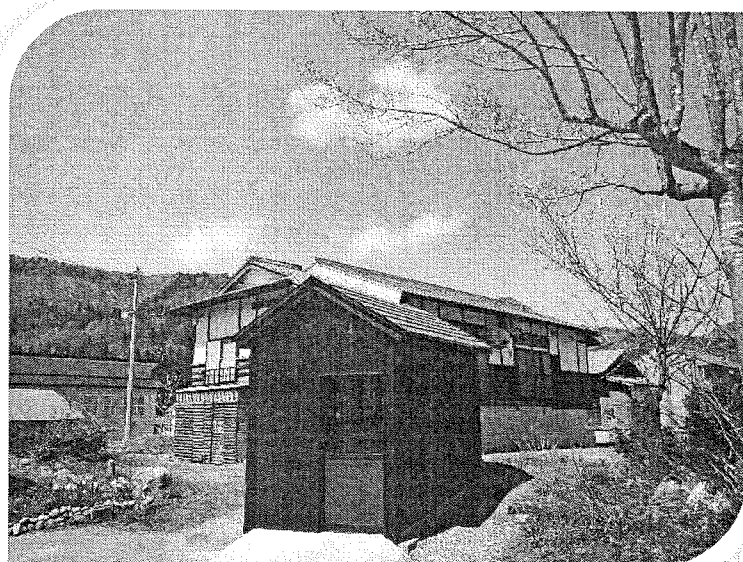


上横田共同住宅の使用について



金山町

～目 次～

はじめに	1
上横田共同住宅について	2
使用から退去までの手続き等の流れ	3
① 使用前の手続き	4
・ 空き状況の確認と使用についての相談	4
・ 使用申請書の提出	4
・ 使用許可決定通知書の受領	4
・ 使用料納付書の受領と使用料の支払い	5
・ カギの受領	5
② 使用について	6
・ 住宅の保管義務と施設内での禁止行為	6
・ 共同生活のルール	6
・ 飲酒及び喫煙について	7
・ 光熱水費等の節約について	7
・ ゴミの処理について	7
・ 自動車の駐車について	8
・ キッチンについて	8
・ 浴室について	9
・ トイレについて	9
・ 浄化槽について	9
・ 共同住宅にあるものと無いもの（使えるもの使えないもの）	11
③ 使用後の手続き	12
・ 退去時刻の事前連絡	12
・ 住宅内の掃除・整理整頓、忘れ物等の確認	12
・ 施設管理者の建物の確認	12
・ カギの返却	12
緊急時連絡先	13
条例	14
規則	18

は　じ　め　に

この住宅は、平成29年度に空き家となっていた物件を所有者の方から譲っていただき、国の補助金を活用して改築した建物です。

主には“安心して住み続けることのできる町づくりの推進”と“移住・定住の促進”のためのみなさんの住宅です。

具体的には、冬場（12月～3月）は、高齢者共同住宅事業として、雪の心配をしないで町外に出ることなく、高齢者数名で仲良く支え合いながら利用することで、いつまでも健康的な生活を送っていただくことを目的にしている住宅です。

冬場以外（4月～11月）は、金山町に移住・定住を希望する方々が気軽に利用していただけるほか、町民の方々が各種活動を行うときに利用する等、多目的に利用いただける住宅です。

この「上横田共同住宅の利用について」は、施設を快適にご利用いただくためのルールと今後も継続してこの施設を維持していくためのルールなどを簡単に解説したものです。利用開始前に一読してください。

また、ご利用にあたっては、このルールを必ず守ってくださいますようよろしくお願いします。

平成30年5月

金　山　町　長

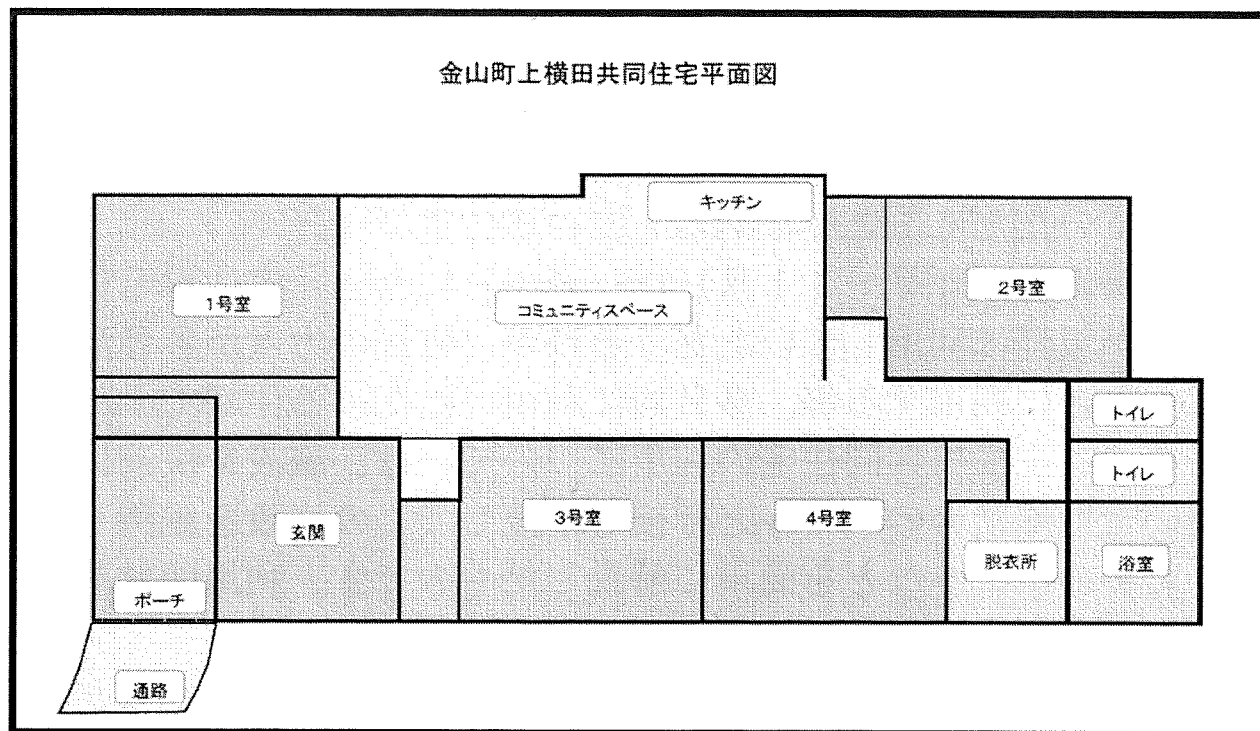
上横田共同住宅について

住宅の種類：金山町多目的共同住宅

住宅の所在：金山町大字横田字松木平1506番地

住宅の構造・床面積：木造平屋建 床面積 97.71m² (建築面積 103.67m²)

※ 主体構造は、昭和59年建築の建物です。平成29年度に増改築を行い、現在の形になっています。施設の運営は平成30年4月から始めています。
(平面図)



使用から退去までの手続き等の流れ

使用から退去までの一連の手続き等の流れを以下にお示しします。詳細は、次頁以降に記載してありますのでよくご覧になってください。

①

使用前の手続き

- ・ 空き状況の確認と使用についての相談
- ・ 使用申請書の提出
- ・ 使用許可決定通知書の受領
- ・ 使用料納付書の受領と使用料の支払い
- ・ カギの受領

②

使用について

- ・ 住宅の保管義務と施設内での禁止行為
- ・ 共同生活のルール
- ・ 飲酒及び喫煙について
- ・ 光熱水費等の節約について
- ・ ゴミの処理について
- ・ 自動車の駐車について
- ・ キッチンについて
- ・ 浴槽について
- ・ トイレについて
- ・ 浄化槽について
- ・ 共同住宅にあるものと無いもの（使えるもの使えないもの）

③

使用後の手続き

- ・ 退去時刻の事前連絡
- ・ 住宅内の掃除・整理整頓、忘れ物等の確認
- ・ 施設管理者の建物の確認
- ・ カギの返却

① 使用前の手続き

・空き状況の確認と使用についての相談

高齢者共同住宅として使用したい場合

金山町地域包括支援センターにご相談ください。(0241-55-3409)

原則、金山町民の方で、65歳以上の方で、自立して生活できる方、協調性を持って共同生活できる方が対象です。冬場(12月～3月)に使用できます。

コミュニティ増進施設・滞在型住宅として使用したい場合

施設の空き状況を事前に確認してください。

金山町役場住民課保健福祉係(上横田共同住宅担当)にご確認ください。(0241-54-5135)

なお、冬場(12月～3月)については、高齢者共同住宅として優先的に使用しますので、その他の事業については原則お断りいたします。

また、長期間の使用(概ね1ヶ月以上の使用)については、協議に時間を要する場合があります。建物の目的上、一定の方が長期にわたり使用する性質のものではありません。たくさんの方々に多目的にご利用いただくことを目的としておりますので、あらかじめご了承ください。

・使用申請書の提出

金山町多目的共同住宅条例施行規則第4条に定める様式(金山町多目的共同住宅使用申請書)により申請してください。なお、申請者(主に町民以外の方)によっては、身分証明書(マイナンバーカード、自動車運転免許証等顔写真が確認できる物)の提出を求めることがあります。

・使用許可決定通知書の受領

金山町多目的共同住宅条例施行規則第5条に定める様式(金山町多目的共同住宅使用許可決定通知書)により通知書を交付しますので受領してください。この通知書の交付によって正式な使用者となり、その使用に関する一切の権利義務が生じます。この通知書は大切に保管してください。

・使用料納付書の受領と使用料の支払い

通知書と合わせて、使用料納付書を発行しますので、できるだけ早く納めてください。納める場所は、金山町役場出納室（金山町役場 1 階）、金山町役場横田出張所、東邦銀行川口支店・会津よつば農協金山支店などの金融機関です。納めたことを証明する領収書についても通知書同様、正式な使用者であることと権利義務を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

使用料は、条例で定められていますが、電気料金・水道料金等の光熱水費等を基準に決めた料金です。基本的には、これ以外の料金等をいただくことはありません。

なお、一旦納めた使用料については、理由を問わず還付等はいたしませんのでご了承ください。よって、計画性のある使用申請書の記入と提出を求めるものです。

（使用料料金表）

コミュニティスペースと居室使用の場合

区分	室数当たりの使用料			
	1 室	2 室	3 室	4 室
8 時間以内	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
1 日	1,500 円	2,000 円	2,400 円	3,200 円
1 泊 2 日	2,500 円	3,400 円	4,200 円	5,000 円
1 日増すごとの加算額	1,000 円	1,400 円	1,800 円	2,000 円
1 週	7,500 円	10,000 円	12,000 円	15,000 円
1 月	30,000 円	40,000 円	51,000 円	60,000 円

コミュニティスペースのみ使用の場合

区分	使用料
4 時間以内	600 円
8 時間以内	1,200 円
1 日	1,500 円

・カギの受領

使用料領収書を確認の上、住宅と使用申請書に応じた各居室のカギをお渡ししますので受領してください。

カギについては、使用期間中大切に使用していただくと共に、紛失等が無いように大切に管理してください。

② 使用について

・住宅の保管義務と施設内での禁止行為

この共同住宅は、町民の共有財産です。大切に使用してください。使用者には次の禁止事項がありますので必ず守ってください。守れない場合は、強制的に退去していただきます。また、万一注意を怠って事故を起こした場合は、責任を負っていただきます。

なお、判断に困る事例は事前にご相談ください。

- ・住宅を他人に貸す行為や入居者の権利を譲渡する行為
- ・住宅本来の目的からはずれた商店や作業所など、住宅以外の用途に使う行為
- ・申請に記載のない者を同居させる行為
- ・出火や水漏れ等が憂慮される行為
- ・調理以外の火気を扱う行為（喫煙等も含む。）
- ・動物を飼う行為
- ・暴力行為や危険行為
- ・施設を破損・破壊する行為
- ・その他、法や公的秩序に反する行為や、社会的倫理観が欠落した行為 など

・共同生活のルール

支え合いの気持ちで、共同住宅での生活を営んでください。共同生活者同士がお互いを思いやりながら生活を営んでいただくことが大切です。例えば、多少の生活音については、使用者の関係において理解し合いましょう。また、他の使用者間での迷惑となるようなテレビ等の大音量、コミュニティスペースや各居室の屋内照明にお互い気をつける習慣を持ってください。

長期利用になればなるほど、共同生活のルールを設定する必要があります。ただ、ルールは使用される方々自身でお決めいただくことを原則としています。

【使用者でお決めいただくルールの例】

- ・ゴミ出し当番（長期利用の場合）
- ・ゴミを持ち帰る人
- ・食事準備や片付けの当番
- ・共有スペースやお風呂・トイレの掃除当番

- ・洗濯や入浴の順番
- ・共有スペース（特にコミュニティスペースのテレビ視聴）の利用時間
- ・飲酒のルール
- ・個室内での個人の過ごし方（特に音や夜間の照明・光の配慮）
- ・外出時の共同生活者への事前連絡（いつから・いつまで・どこに・何のために）

・飲酒及び喫煙について

飲酒については、使用者間でのルールにより適宜行ってください。

タバコについては、施設内全て禁煙です。必ず守ってください。なお、喫煙される場合は、施設入口付近に灰皿を備え付けてありますので、受動喫煙等十分配慮されご利用ください。

・光熱水費等の節約について

電気代、ガス代、水道代、電話代等の追加徴収等はいりません。全て使用料に含まれています。言い替えると、電気などはいくら使っても使用料は変わりません。今後、使用料の料金体系を維持しながら継続して施設運営するためにも、使用者の皆様の節度ある使用と、節約に努めていただくことをお願いいたします。

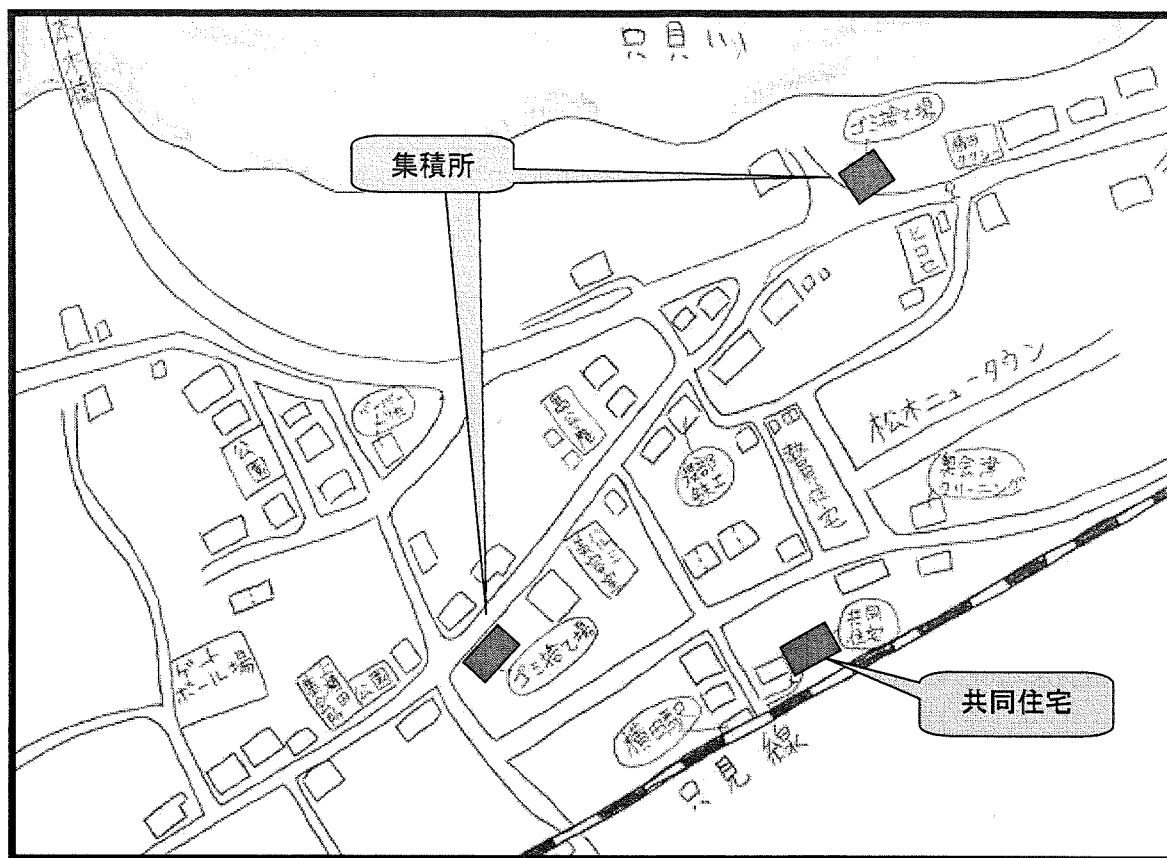
また、住宅の消耗品等についても同様に節約に努めてください。

・ゴミの処理について

ゴミは、使用者が必ず持ち帰ってください。

長期利用者については、最寄りの集積所にお出しいただいても結構ですが、別に掲示してある廃棄物収集日程表により、お出してください。その際は、必ず分別して、当日に出すことと、朝8時までに出すことを守ってください。長期利用期間中に収集できないゴミ（資源）については、必ず持ち帰ってください。また、当日に出すことが出来ないゴミについても同様に必ず持ち帰ってください。（例：燃えるゴミの収集日が金曜日である場合で水曜日に退去するケースにおいては、金曜日収集に来ることを見越して退去と同時に水曜日に出す行為は禁止します。）

【最寄りの集積所】



・自動車の駐車について

冬場（12月～3月）については、自動車の駐車スペースはございません。住宅前の除雪に影響しますので、駐車はしないでください。

冬場以外は、住宅前に駐車いただいてもかまいませんが、近所の方々や地域の方々の迷惑にならないように駐車してください。

・キッチンについて

（1）流し台

食中毒の原因になる可能性があります。常に清潔にお使いください。汚れは粉石けんや洗剤で洗ってください。金属製のタワシなどは傷がつきやすいので、使用しないでください。

（2）排水に注意

流しの目皿のゴミは毎日取り除きましょう。目皿等を取り外して使用すると、ゴミと一緒に流れ込んで排水管が詰まる原因になります。

(3) 住宅の地下に、油分離柵が設置されています。定期的に油を回収し、清掃を行ってください。

(4) 換気

キッチンでは熱気や煙がこもりやすく、結露の原因となります。換気扇や窓の開閉によって換気してください。

(5) ガス台まわり・魚焼グリル・レンジフードファンの掃除

ガス台まわり・魚焼グリルは使用のたびに掃除をして下さい。レンジフードファンは、長期使用の場合は定期的な掃除をお願いします。

・浴室について

(1) 浴室は湿気が発生しやすいので、こまめに換気しましょう。換気が不十分ですと、壁や天井についた水からカビの発生原因になります。

(2) 排水目皿の清掃をして、水を溢れさせないようにしてください。

・トイレについて

(1) 必ずトイレットペーパーをお使いください。水に溶けにくい紙の使用は厳禁です。また、綿やゴム製品等の不溶物を捨てないでください。

污水管を詰まらせる（汚物が逆流するおそれがあります。）原因になったり、汚水処理施設の機能に支障をきたします。

(2) 便器や手洗い器の清掃は、中性洗剤やトイレ用洗剤を使ってください。酸性の薬品は、浄化槽を傷めますので使用しないでください。

・浄化槽について

共同住宅の下水・汚水処理は、合併浄化槽で行っています。し尿だけでなく台所や風呂、洗濯などの生活雑排水やさまざまな性質の汚水処理する能力が要求されます。浄化槽が機能を十分に発揮できるようにご理解、ご協力をよろしくお願いします。

(1) 浄化槽の法定検査及び清掃は、役場が行います。

(2) 浄化槽の機能を維持していくために次のご協力をお願いします。

【台所で】

- ・使った油は流しなどに流さず、ゴミと一緒に出す。
- ・鍋や皿のひどい汚れは、紙で拭いてから洗う。
- ・三角コーナーには、細かいネットをかぶせる。

【洗濯で】

- ・ 無リン洗剤を使用する。
- ・ 洗剤や漂白剤は、必ず用量を守って使用する。

【トイレで】

- ・ 紙おむつ、衛生用品等を絶対に流さない。
- ・ 水溶性トイレットペーパーを使用する。
- ・ 酸性の薬品を使用しない（普通のトイレ洗剤は使用してかまいません。）。

【浄化槽で】

- ・ 殺虫剤は使用しない。

・共同住宅にあるものと無いもの（使えるもの使えないもの）

凡例…○あるもの（使えるもの）／×無いもの（使えないもの）

物 品	凡例	補足コメント
冷蔵庫（共用）	○	コミュニティスペースにあります。
冷蔵庫（個室用）	○	各個室にあります。電源を入れてお使いください。使用しないときは、電源を切ってください。
洗濯機	○	脱衣所にあります。（容量6kg）
洗濯乾燥機	×	専用のものではありませんが、脱衣所の洗濯機に搭載されている送風乾燥機能はご利用いただけます。
空調設備（エアコン）	○	コミュニティスペース及び個室にあります。
食器・調理器	○	少量ですが備付分についてはご使用いただけます。
固定電話	○	私用電話は携帯電話をお使いください。携帯電話をお持ちで無い方は、備え付けてのものをお使いいただいてもかまいませんが、節度あるご使用をお願いします。 電話番号は、0241-42-7230です。
WIFI	○	あります。無料で開放していますのでお使いください。 ネットワーク名：KANEYAMA_GUEST_01 パスワード：KANEYAMA074454
テレビ（共用）	○	コミュニティスペースにあります。（49型） テレビは、インターネットを利用した、かねやまネットテレビに加入しているため、屋外アンテナはありません。
テレビ（個室用）	×	ありません。配線はありますので、個人持込で設置していただいてもかまいません。
スコップ・スノーダン プ	○	玄関先においてありますのでご使用いただいてもかまいません。
ファンヒーター	×	ありません。 なお、持ち込んで使用してもかまいませんが、使用はコミュニティスペースのみとし、個室への持込と個室での使用を禁止します。
ベッド	×	備え付けてありません。個人持込で設置していただいてもかまいません。
布団等の寝具類	×	個人で準備してください。
食材	×	個人で準備してください。
衣類	×	個人で準備してください。
家電製品の類	○	DVDプレーヤー・電子レンジ・炊飯器（1升炊）・掃除機・電気ポット等
	×	その他の家電製品
消耗品の類	○	トイレットペーパー・洗剤・石鹸類等備付分はご使用いただいてもかまいません。補充は、使用者が行ってください。
アメニティグッズ	×	ホテル・旅館等に準備されているアメニティの類（歯ブラシ・タオル・パジャマ等）は、この施設にはありません。ご自分でご準備ください。

③ 使用後の手続き

・退去時刻の事前連絡

退去日については、申請時点で把握していますが、具体的な退去の時刻について、退去前に（概ね退去前日までに）事前連絡をお願いします。これは、住宅内の状況確認とカギの返却を調整するためです。忘れずにお願いします。

金山町役場住民課保健福祉係（上横田共同住宅担当）にご連絡ください。

（０２４１－５４－５１３５）

・住宅内の掃除・整理整頓、忘れ物等の確認

退去前に、使用したすべての部屋の掃除をお願いします。掃除道具は備え付けのものをご使用いただいてもかまいません。コミュニティスペース・居室・トイレ・お風呂・キッチン・洗面所・脱衣所・玄関のすべてです。特に水周りの掃除は、次の使用者のことを考えて必ずきれいにしてください。

整理整頓をお願いします。共同住宅の備え付けのものは、必ず元の場所に戻してください。特に洗剤や掃除用具等の小物は私物と混同しないように必ず元の場所に戻してください。

忘れ物をしないように退去してください。忘れ物があった場合は、原則、処分させていただきます。

ゴミは使用者が必ず持ち帰ってください。ゴミ箱の中は必ず空にして、ゴミ箱そのものをきれいにして帰ってください。

私物には、必ず名前を書いてください。

・施設管理者の建物の確認

事前連絡で調整した時刻に担当職員が伺います。その際、住宅内状況の確認を行います。清掃等が不十分であればやり直しをお願いします。

・カギの返却

住宅状況を確認した後にカギの返却を求めますので、担当者にご返却ください。

緊急時連絡先

【役場関係】

金山町役場	住民課	保健福祉係	電 話	0 2 4 1 - 5 4 - 5 1 3 5
金山町役場	住民課	保健福祉係	F A X	0 2 4 1 - 5 4 - 2 1 1 8
金山町役場	代表		電 話	0 2 4 1 - 5 4 - 5 1 1 1
金山町役場	横田出張所		電 話	0 2 4 1 - 5 6 - 4 1 1 1

【地域包括支援センター】

金山町地域包括支援センター	電 話	0 2 4 1 - 5 5 - 3 4 0 9
---------------	-----	-------------------------

【社会福祉協議会】

金山町社会福祉協議会	電 話	0 2 4 1 - 5 5 - 3 3 3 6
------------	-----	-------------------------

【診療所・病院】

金山町国民健康保険診療所	電 話	0 2 4 1 - 5 4 - 2 0 3 1
福島県立宮下病院	電 話	0 2 4 1 - 5 2 - 2 3 2 1

【警察・消防】

会津坂下警察署横田駐在所	電 話	0 2 4 1 - 5 6 - 4 1 1 0
会津坂下警察署金山駐在所	電 話	0 2 4 1 - 5 4 - 2 0 5 4

金山町多目的共同住宅条例

(趣旨)

第1条 安心して住み続けることのできる町づくりの推進及び移住・定住の促進を図るため、金山町多目的共同住宅（以下「共同住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上横田共同住宅	金山町大字横田字松木平1506番地

(事業)

第3条 共同住宅では、次の事業を行う。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）の冬の安心確保の場としての高齢者共同住宅事業
- (2) 町民の交流の場としてのコミュニティ増進施設事業
- (3) 金山町での生活体験の場としての滞在型住宅事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の趣旨に沿った事業として町長が特に認める事業

(使用対象者)

第4条 共同住宅の使用対象者は、概ね2人から10人で構成される団体であって、前条各号の事業についてそれぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内に住所を有する高齢者のみの世帯に属する者であって、自立して生活ができ、他者と協力しながら共同生活を営むことができるもので構成される団体
 - (2) 町内に住所を有する者が主体となって構成される団体であって、地域福祉の推進、健康増進活動、集落活性化、教養知識の向上等を目的とする団体
 - (3) 町内に住所を有する者以外の者であって、金山町での生活体験を希望するもので構成される団体
 - (4) 前条第4号の事業を推進すると認められる団体
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、前条第3号及び第4号の事業について共同住宅を個人に使用させることができる。

(使用の許可)

第5条 共同住宅を使用しようとする者は、町長に使用の申請をし、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可してはならない。
- (1) 公安を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等をき損し、又は滅失・汚損するおそれがあるとき。
 - (3) その他共同住宅の管理上支障があるとき。

- 3 町長は、共同住宅の管理上必要があると認められるときは、使用の許可に条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第6条 町長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前条第3項の条件に違反したとき。

(4) 共同住宅の管理上やむを得ない事由が生じたとき。

- 2 前項により使用者が損害を受けることがあっても、町長はその責めを負わない。

(明渡し請求)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、期限を定めて共同住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 使用料を3月以上滞納したとき。

(2) 第13条の規定に従わないとき。

(3) 正当な理由なく引き続き15日以上共同住宅を使用しないとき。

- 2 前項の規定により共同住宅の明渡しの請求を受けた使用者は、同項の期限までに当該共同住宅を明け渡さなければならない。

(使用料)

第8条 共同住宅の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 使用者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 使用者の疾病又は障がいにより、その生活が窮迫するおそれがあるとき。

(3) 使用者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) 公用のため使用するとき。

(5) その他特別の事情があるとき。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の保管義務)

第11条 使用者は、共同住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、共同住宅を退去するときは、通常の使用に伴い生じた損耗を除き共同住宅を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により共同住宅の施設、設備、器具等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

コミュニティスペースと居室使用の場合

区分	室数当たりの使用料			
	1 室	2 室	3 室	4 室
8 時間以内	1, 200 円	1, 200 円	1, 200 円	1, 200 円
1 日	1, 500 円	2, 000 円	2, 400 円	3, 200 円
1 泊 2 日	2, 500 円	3, 400 円	4, 200 円	5, 000 円
1 日増すごとの加算額	1, 000 円	1, 400 円	1, 800 円	2, 000 円
1 週	7, 500 円	10, 000 円	12, 000 円	15, 000 円
1 月	30, 000 円	40, 000 円	51, 000 円	60, 000 円

コミュニティスペースのみ使用の場合

区分	使用料
4 時間以内	600 円
8 時間以内	1, 200 円
1 日	1, 500 円

金山町多目的共同住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金山町多目的共同住宅条例（平成29年金山町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の優先順位)

第2条 条例第3条各号の事業のうち冬期間（12月から3月まで）においては、同条第1号の事業を優先して行うものとする。

(使用定員)

第3条 居室の使用定員は、1部屋につき1名とする。ただし、夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）又は家族が使用する場合は、2名以上とすることができる。

(使用の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により金山町多目的共同住宅（以下「共同住宅」という。）の使用の許可を受けようとする者は、金山町多目的共同住宅使用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを速やかに審査し、使用の許可の可否を決定し、金山町多目的共同住宅使用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

(使用の許可の取消し)

第6条 町長は、条例第6条の規定により使用の許可を取り消したときは、金山町多目的共同住宅使用許可取消通知書（様式第3号）により、使用者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた使用者は、当該通知を受けた日から10日以内に共同住宅を退去しなければならない。

(明渡し請求)

第7条 町長は、条例第7条第1項の規定により共同住宅の明渡しを請求するときは、金山町多目的共同住宅明渡し請求書（様式第4号）により行うものとする。

(使用料減免等の手続き)

第8条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、金山町多目的共同住宅使用料減免申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料減免等の決定)

第9条 町長は、前条の規定により使用料の全部又は一部の減免を承認したときは、金山町多目的共同住宅使用料減免通知書（様式第6号）により通知する。

(使用料の還付)

第10条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 条例第6条第1項第4号の規定により使用の許可を取り消す場合 全額

(2) その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 町長が相当と認める額

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金山町多目的共同住宅使用申請書

年 月 日

様

住所.....

申請者 氏名.....印
 （使用代表者） 電話.....
 携帯電話.....

下記のとおり金山町多目的共同住宅を使用したいので申請します。

使用目的 ※該当する項目の 番号に○を付けて ください。	1、高齢者共同住宅として 2、コミュニティ増進施設として 3、滞在型住宅として 4、その他（.....として）
具体的な 使用内容	
使用期間	年 月 日（ ） 時 分～ 年 月 日（ ） 時 分まで
使用人数	名 （使用者氏名等詳細を裏面にご記入ください。）
使用室数	1、コミュニティスペース のみ 2、コミュニティスペース と 居室.....部屋

【処理欄】

收受印	課長	係長	【使用予約の確認】（ 有 ・ 無 ） 【使用料】 円 【特記事項】
	係員	受付者	

使用者一覧

番号	氏 名	住 所	生年月日	年齢	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

金山町多目的共同住宅使用許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

様

金山町長

下記のとおり金山町多目的共同住宅を使用することについて決定したので通知します。

使用の可否		可 ・ 否
可とした 場合の 内容	使用目的	1、高齢者共同住宅として 2、コミュニティ増進施設として 3、滞在型住宅として 4、その他（.....として）
	使用期間	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～
		年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで
	使用人数	名
	使用室数	1、コミュニティスペース のみ 2、コミュニティスペース と 居室.....部屋
	使用料	円
使用の条件		
否とした理由		

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「審査請求期間」といいます。）に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、審査請求期間が経過する前にこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 決定の取り消しの訴えについて

- (1) この決定の取り消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、金山町を被告として（訴訟において金山町を代表するものは金山町長となります。）、提起することができます。
- (2) 上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記(1)（審査請求した場合には(2)）の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

金山町多目的共同住宅使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

金山町長

年 月 日付けで金山町多目的共同住宅への使用を許可しましたが、調査の結果下記のとおり許可を取り消すことに決定しましたので、金山町多目的共同住宅条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

（取消しの理由）

--

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「審査請求期間」といいます。）に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、審査請求期間が経過する前にこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 決定の取り消しの訴えについて

(1) この決定の取り消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、金山町を被告として（訴訟において金山町を代表するものは金山町長となります。）、提起することができます。

(2) 上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求した場合には(2)）の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

金山町多目的共同住宅明渡し請求書

第 号
年 月 日

様

金山町長

年 月 日付けで金山町多目的共同住宅への使用を許可しましたが、下記の理由により共同住宅の明渡しを請求します。

記

（明渡し請求の理由）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「審査請求期間」といいます。）に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、審査請求期間が経過する前にこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 決定の取り消しの訴えについて

- (1) この決定の取り消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、金山町を被告として（訴訟において金山町を代表するものは金山町長となります。）、提起することができます。
- (2) 上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記(1)（審査請求した場合には(2)）の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

金山町多目的共同住宅使用料減免申請書

年 月 日

金山町長

住所.....

申請者 氏名.....
(使用代表者) 電話.....
携帯電話.....

下記の理由で金山町多目的共同住宅の使用料を減免していただきたく申請します。

減免の理由	
備 考	

金山町多目的共同住宅使用料減免通知書

第 号
年 月 日

様

金山町長

年 月 日付けで申請のあった金山町多目的共同住宅の使用料減免について、下記のとおりとなりましたので通知します。

減免前	減免後	備 考

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「審査請求期間」といいます。）に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、審査請求期間が経過する前にこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 決定の取り消しの訴えについて

- (1) この決定の取り消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、金山町を被告として（訴訟において金山町を代表するものは金山町長となります。）、提起することができます。
- (2) 上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記(1)（審査請求した場合には(2)）の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。